

第451回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 5 1 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年7月27日
- 2 開催場所 川越市役所 本庁舎 7AB会議室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時10分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	利根川孝一
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	新井計男

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐 藤 金 誉	農地利用最適化推進委員	田 邊 輝 夫
農地利用最適化推進委員	細 田 和 美	農地利用最適化推進委員	牛 窪 孝
農地利用最適化推進委員	永 堀 知 巳	農地利用最適化推進委員	發 知 孝 雄
農地利用最適化推進委員	程 島 延 幸	農地利用最適化推進委員	小 嶋 光 一

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫	主 査	榎 本 亮 太
副事務局長	内 田 和 則	主 任	酒 井 亮
主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	河 野 敏 浩		

10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年7月27日第451回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 竹ノ谷 敏彦

委 員 田 中 あきえ

委 員 武 藤 康 則

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 6 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、6 筆、2, 246 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 10 件、20 筆、7, 213. 73 m²である。農地改良届については、合計 2 件、3 筆、1, 148 m²である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、2 筆、222 m²である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 1 件、1 筆、757 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 9 件、61 筆、43, 547 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明報告書については、合計 1 件、10 筆、6, 970 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 17 件、102 筆、71, 074 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の1号議案は、件数14件、総筆数24筆、総面積16,099㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から14番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から14番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の2号議案は、件数1件、総筆数17筆、総面積8,360㎡について意見照会があった。先ほど第1号議案、整理番号3番から13番で、埼玉県農林公社が借受

人として申出があった農地である。第2号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画案についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画案については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数5件、筆数6筆、面積2,997㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から5番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することでよろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から5番につ

いては、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数3件、筆数10筆、面積5,661㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から3番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことでよろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から3番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について

総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の5号議案は、件数14件、筆数16筆、面積5,592.30㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から14番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番について報告する。7月15日に会長代理と共に代理人に話を聞いてきた。譲受人は、平成27年に設立され、解体工事を主に行っている。現在使用している車両置場が地権者の都合により返却せざるを得なくなったため、代替地を探していたところ申請地が見つかった。17台分の車両置場として利用する計画である。雨水対策としては、自然浸透とする計画である。申請地は、現在適切に管理されている。地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 14 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号 2 番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 5 号について総合意見として許可相当とし、整理番号 2 番については条件を付すことに決定する。

議案第 6 号

川越市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案） について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「令和元年に、農業委員会会長などが農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生したことを受け、全国農業会議所では令和元年 11 月 28 日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認した。については、各農業委員会の総会において、毎年度 1 回以上、法令遵守の申し合わせ決議をすることとなっているため、本市農業委員会においても令和 3 年度の決議を行おうと

するものである。決議案を朗読する。川越市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和3年7月27日 川越市農業委員会。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 5 1 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 8 月 6 日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 竹ノ谷 敏 彦

委 員 田 中 あきえ

委 員 武 藤 康 則
